

東大阪市税及び国保後期滞納管理システム再構築業務公募型プロポーザル実施要領

1. はじめに

東大阪市（以下、本市という）では、自治体情報システムの標準化・共通化に伴い、税及び国保後期滞納管理システム（以下、滞納管理システムという）の再構築を計画している。

現行使用している滞納管理システム（以下、現行システムという）においては、パッケージソフトウェア（以下、パッケージという）をカスタマイズすることにより運営を行っているが、新しい滞納管理システムにおいては、国が定めた標準仕様書に適合したパッケージを活用する必要がある。

また、標準仕様に適合したパッケージに合わせて、業務の流れを見直し、業務の再構築を行う必要があることや、導入後の運用保守方法及び保守金額など、検討すべき課題が多数あるため、システムの開発・運用実績のある事業者からこれらの課題の解決策を含めた標準準拠システム導入に関する提案を受け、総合的に評価したうえで最も適切な者を当該業務の委託候補者として選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

東大阪市税及び国保後期滞納管理システム再構築業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 構築期間

契約締結日から令和9年12月末まで（令和10年1月より運用予定）

(4) 構築費用の総額

構築費用の総額は以下のとおり。また、各担当部署・年度ごとの上限額を超えないよう留意すること。

① 構築総額：90,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

② 担当部署・年度別上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

	保険料課	納税課
令和8年度	24,200,000円	23,200,000円
令和9年度	22,700,000円	19,900,000円
各課総額	46,900,000円	43,100,000円

3. 担当部署（事務局）

部 署 名	市民生活部 医療保険室 保険料課（システム調達担当）
住 所	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 2階 保険料課
電 話	06-4309-3168

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 東大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (6) 東大阪市から入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (7) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）に規定する暴力団及び暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- (8) プライバシーマークもしくは情報セキュリティマネジメントシステム（JISQ27001、ISO/IEC27001）、クラウドサービスセキュリティ（ISO/IEC27017）、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のいずれかの付与認定を受けていること。

5. 選定スケジュール

事項	日時
公 募 開 始	令和8年4月20日（月）
質 問 受 付	令和8年4月20日（月）から 令和8年4月24日（金）午後5時まで
質 問 回 答	令和8年5月 1日（金）
参 加 意 思 表 明 （ 電 子 申 請 ）	令和8年4月20日（月）から 令和8年5月 8日（金）午後5時まで
提 案 書 等 の 提 出	令和8年5月 1日（金）から 令和8年5月15日（金）午後5時（必着）まで
プレゼンテーション 日時の詳細通知	令和8年5月25日（月）

プレゼンテーション	令和8年5月27日(水)(予定) 令和8年5月28日(木)(予定)(予備日)
選定結果の通知	令和8年6月4日(木)

6. 質問受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下のとおり行うこと。

(1) 質問期間

「5. 選定スケジュール_質問受付」のとおり。

(2) 提出方法

東大阪市電子申請システム(以下「電子申請システム」という。)による。申請手続きの方法は、本市ウェブサイトの本プロポーザルの案内ページに掲載する。なお、電子申請システムの利用にあたっては、利用者登録が必要となることに留意すること。

(3) 提出書類

(様式1) 質問書を使用すること。

(4) 質問への本市の回答

質問及び質問に対する本市の回答一覧を、質問を提出した者すべてに対して電子メールで行う。

7. 参加意思の表明

本プロポーザルに参加するためには、事前に参加意思表明書等の提出をすること。

(1) 提出期間

「5. 選定スケジュール_参加意思表明書の提出」のとおり。

(2) 提出方法

電子申請システムによって提出すること。

(3) 提出書類

参加意思表明に係る申請フォームへの入力の際に、以下のものをPDFファイル形式で提出(アップロード)すること。

① (様式2) 誓約書

② (様式3) 会社概要書

③ (様式4) 協力事業者概要調書

④ 参加者に係るプライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム(JISQ27001、ISO/IEC27001)、クラウドサービスセキュリティ(ISO/IEC27017)、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のうちの取得を証する文書の写し

(4) 辞退について

参加意思表明より後に、本業務への参加を辞退する場合は、(様式8) 辞退届を電子申請によって提出すること。

8. 提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合、下表の書類を提出すること。なお、提案は1者1提案に限る。

(1) 提出期間

「5. 選定スケジュール_提案書等の提出」のとおり。

(2) 提出方法

郵送による（郵送事故等については提出者のリスク負担とする。）こととし、持参による提出は認めない。

(3) 提出書類

以下の書類を各部ごとにファイルに綴じて提出すること。綴じる順序は下表のとおり。なお、審査は匿名で実施することから、副本は本プロポーザルに参加する事業者（以下「提案事業者」という。）の特定につながる名称等（提案事業者名、提案事業者の企業ロゴ）についてマスキングすること。ただし、他の事業者のシステムやガバメントクラウド等で利用するサービスの名称については、記載すること。

提出書類	正本 (代表者印有りの紙原本)	副本 (紙原本)	電子データ
(様式5) 見積書	1部	不要	CD-R
(様式6) システム導入実績調書		6部	又は DVD-R 1枚
企画提案書			
(様式7) 本市独自要求要件回答書			
【注意事項】 ① 正本ファイルの表紙及び背表紙に以下の例に準じた記載をすること。 (例)「東大阪市税及び国保後期滞納管理システム再構築業務」提案書 正本 株式会社〇〇〇〇 (法人名) ② 副本ファイルの表紙及び背表紙に以下の例に準じた記載をし、通番を付すこと。 (例)「東大阪市税及び国保後期滞納管理システム再構築業務」提案書 副本(通番) ③ 企画提案書の作成にあたっては別紙「企画提案書作成要領」のとおりとする。			

9. 候補者の決定

(1) 評価方法

提出書類、プレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき選定委員の採点により評価する。ただし、3者を超える応募があった場合は、一次審査として提出書類（見積書、システム導入実績調書、企画提案書、本市独自要求要件回答書等）により別紙「評価基準」の評価項目1～4についての評価を行い、得点順位3位以内の団体のみプレゼンテーション審査への参加ができるものとする。

(2) 評価項目及び評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

(3) プレゼンテーションの実施

企画提案について、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。

- ① 実施日 令和8年5月27日(水)(予定)
 令和8年5月28日(木)(予備日)(予定)
- ② 場 所 東大阪市役所本庁舎6階 O Aルーム(予定)
- ③ 出席者 プレゼンテーションに参加できる者は、責任者として本業務を実際に担当する者を必ず含め、提案事業者又は協力事業者が雇用する従業員3名以内とする。
- ④ その他 i) プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションを認める。
 ii) 実機によるデモンストレーションを行うこと。
 iii) 50インチモニター及びHDMIケーブルを本市事務局で用意する。
 それ以外の必要な機器は参加者が用意すること。
 iv) 1者あたりのプレゼンテーション時間は以下のとおりとする。
 - ・機材等の準備時間(10分以内)
 - ・プレゼンテーション及びデモンストレーション(30分以内)
 - ・質疑応答(10分以内)

(4) 候補者の選定方法

- ① 各評価項目の評価点の合計が最も高い者を契約の相手方となる候補者として選定する。
- ② 各評価項目の評価点の合計が最も高い者が複数いる場合は、提案額(構築費と運用費(60か月分)の合計額)が最も安価な者を候補者として選定する。それでも決しない場合は、くじ引きにより決定する。
- ③ 提案事業者の数にかかわらず、評価の結果、価格点以外の評価が配点の50%未満の者、価格点を含めた全体の評価が配点の60%未満の者は候補者として採択しない。

(5) その他

- ① 3者を超える応募があり一次審査を実施した場合に限り、一次審査結果を通知する。
なお、この場合において、プレゼンテーション審査の対象となる提案事業者に対しては、一次審査の結果の評価点を開示しない。
- ② 提案事業者が1者の場合、プロポーザルは有効とする。
- ③ 次に掲げる事項に該当する者は失格とする。
 - ・提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
 - ・本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合。
 - ・見積書金額が「2. 業務概要(4) 構築費用の総額」の費用の上限額を超える場合。
 - ・評価の公平性に影響を与える行為があった場合。
 - ・その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

10. 選定結果の通知及び公表

プレゼンテーションに参加した提案事業者（辞退者を除く。以下同じ。）に対し、選定結果を電子メールで通知する。また、選定結果通知後、本市ウェブサイトにおいて下記項目を公表する。

- (1) 候補者の名称及び評価点、選定の理由
- (2) 本プロポーザルへ参加した提案事業者名
- (3) 各提案事業者の評価点（ただし、提案事業者と評価点の対応関係は公表しない。また、提案事業者が2者の場合は次点となった者の評価点は公表しない。）

11. 契約手続

選定された候補者を優先交渉事業者として、本市との間で契約交渉を行ったうえ、契約を締結する。なお、本業務の受託者は、契約金額の100分の3に相当する額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、東大阪市財務規則第117条第1項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結できない場合、本市は、次点の候補者を優先交渉権者とし、契約交渉を行う。

12. 留意事項

- (1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語とする。ただし、固有名詞や一般的な用語として日本国内で広く認識されていると考えられるものについてはこの限りでない。
- (2) 本手続きにおいて使用する通貨は日本国通貨に限定する。
- (3) 企画提案書等の提出された資料は、一切返却しない。また、提出されたすべての資料の所有権（著作権ではない。）は、本市に帰属するものとする。
- (4) 企画提案書等の提出された資料は、受理後に差し替え、訂正、再提出をすることができない。ただし、本市からの指示による場合はこの限りでない。
- (5) 本手続きにおいて本市から得た資料を、他に流用又は提供することを禁止する。
- (6) 企画提案書に記載された内容について、特に明記がない場合は、受注後に追加費用を伴うことなく実施する意思があるものとする。
- (7) 本手続きに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (8) 本市から参加者への電子メールによる通知は、参加意思表明に記載された電子メールアドレスへ行う。